

各務原市下水道事業公共汚水ます・取付管設置事業に係る契約及び運用要綱

(平成31年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市公共下水道事業に係る公共汚水ます及び取付管（市が締結する下水道本管に係る契約により行う工事に伴い設置するものを除く。）のうち市が設置するもの（以下「公共ます等」という。）の設置に係る工事の請負契約について、当該工事の発注の公平かつ適正な運用及び迅速かつ簡潔な事務手続を実現するため、必要な事項を定めるものとする。

(契約単価)

第2条 この要綱を適用する公共ます等の設置に係る工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る単価は、市長が別に定める単価表によるものとする。

2 前項の単価表の単価（次項及び次条において「単価」という。）を決定するに当たって調査を行う際は、市販の刊行物、見積等を参考に広く情報を収集するものとする。ただし、当該調査は、契約を前提とした見積の徴取とは明確に区別できるよう配慮しなければならない。

3 前項の調査が終了したときは、市長は、速やかに最も安価なものを参考に単価調書を作成し、当該単価調書の額に諸経費を加えた額を単価として決定するものとする。

(契約の締結)

第3条 市長は、前条第3項の規定により単価を決定したときは、各務原市下水道条例（平成2年条例第23号。次条において「条例」という。）第8条に規定する下水道指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対し単価を提示し、契約内容の説明をしなければならない。この場合において、当該説明は、契約内容を示す文書の郵送により行うことができる。

2 市長は、前項の説明を受けた指定工事店から契約の申込みがあった場合は、当該指定工事店と契約を締結するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める場合は、契約を締結しないことができる。この場合において、市長は、当該指定工事店に対し、契約を締結しない理由を説明しなければならない。

(発注)

第4条 市長は、条例第7条第1項に規定する申請書が提出され、同項の規定による

確認をした場合において、公共ます等の設置が必要と認めるときは、前条第2項の規定により契約を締結した指定工事店のうち適当と認めるものに公共ます等の設置に係る工事を発注するものとする。

(相互協力)

第5条 第3条第2項の規定により締結した契約の内容に疑義が生じた場合は、市長及び当該指定工事店は、当該疑義により市民生活へ与える影響が最低限になるよう相互に協力して解決しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。